

資料 1

令和 3 年 壱岐市議会定例会 3 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

## 目 次

### 議案第 9 号関係

壱岐市附属機関設置条例新旧対照表	1
------------------	---

### 議案第 1 0 号関係

壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	2
-------------------------------------	---

### 議案第 1 2 号関係

壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表	5
-------------------------------	---

### 議案第 1 3 号関係

壱岐市敬老祝金条例新旧対照表	6
----------------	---

### 議案第 1 4 号関係

壱岐市介護保険条例新旧対照表	7
----------------	---

### 議案第 1 5 号関係

壱岐市 U・I ターン漁業就業者住宅の設置に関する条例新旧対照表	9
----------------------------------	---

## 壱岐市附属機関設置条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																																						
<p>本則及び附則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>ア 市長の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市自治基本条例審議会</td> <td>壱岐市自治基本条例策定に関し必要な事項を調査審議すること。</td> </tr> <tr> <td><u>壱岐市行政区設置検討委員会</u></td> <td><u>コミュニティ活動を推進するための組織の設置に関し必要な事項を調査検討すること。</u></td> </tr> <tr> <td>壱岐市人口減少対策会議</td> <td>壱岐市の人口減少対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 教育委員会の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市歴史文化基本構想策定委員会</td> <td>壱岐市歴史文化基本構想の策定に関し、必要な事項を調査審議すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市自治基本条例審議会	壱岐市自治基本条例策定に関し必要な事項を調査審議すること。	<u>壱岐市行政区設置検討委員会</u>	<u>コミュニティ活動を推進するための組織の設置に関し必要な事項を調査検討すること。</u>	壱岐市人口減少対策会議	壱岐市の人口減少対策に関すること。	(以下略)	(以下略)	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市歴史文化基本構想策定委員会	壱岐市歴史文化基本構想の策定に関し、必要な事項を調査審議すること。	<p>本則及び附則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>ア 市長の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市自治基本条例審議会</td> <td>壱岐市自治基本条例策定に関し必要な事項を調査審議すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市人口減少対策会議</td> <td>壱岐市の人口減少対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 教育委員会の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市歴史文化基本構想策定委員会</td> <td>壱岐市歴史文化基本構想の策定に関し、必要な事項を調査審議すること。</td> </tr> <tr> <td><u>壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会</u></td> <td><u>文化財展示施設の再編計画について協議し、及び検討すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市自治基本条例審議会	壱岐市自治基本条例策定に関し必要な事項を調査審議すること。	(以下略)	(以下略)	壱岐市人口減少対策会議	壱岐市の人口減少対策に関すること。	(以下略)	(以下略)	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市歴史文化基本構想策定委員会	壱岐市歴史文化基本構想の策定に関し、必要な事項を調査審議すること。	<u>壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会</u>	<u>文化財展示施設の再編計画について協議し、及び検討すること。</u>	
名称	担任する事務																																							
(中略)	(中略)																																							
壱岐市自治基本条例審議会	壱岐市自治基本条例策定に関し必要な事項を調査審議すること。																																							
<u>壱岐市行政区設置検討委員会</u>	<u>コミュニティ活動を推進するための組織の設置に関し必要な事項を調査検討すること。</u>																																							
壱岐市人口減少対策会議	壱岐市の人口減少対策に関すること。																																							
(以下略)	(以下略)																																							
名称	担任する事務																																							
(中略)	(中略)																																							
壱岐市歴史文化基本構想策定委員会	壱岐市歴史文化基本構想の策定に関し、必要な事項を調査審議すること。																																							
名称	担任する事務																																							
(中略)	(中略)																																							
壱岐市自治基本条例審議会	壱岐市自治基本条例策定に関し必要な事項を調査審議すること。																																							
(以下略)	(以下略)																																							
壱岐市人口減少対策会議	壱岐市の人口減少対策に関すること。																																							
(以下略)	(以下略)																																							
名称	担任する事務																																							
(中略)	(中略)																																							
壱岐市歴史文化基本構想策定委員会	壱岐市歴史文化基本構想の策定に関し、必要な事項を調査審議すること。																																							
<u>壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会</u>	<u>文化財展示施設の再編計画について協議し、及び検討すること。</u>																																							

壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行					改正案					備考
本則及び附則 (略) 別表 (第2条、第5条関係)					本則及び附則 (略) 別表 (第2条、第5条関係)					
区分		報酬の額 (円)			費用弁償	区分		報酬の額 (円)		費用弁償
(中略)		(中略)			(中略)	(中略)		(中略)		(中略)
38	壱岐市歴史文化基本構想策定委員会	委員長	日額	6,100	壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費	38	壱岐市歴史文化基本構想策定委員会	委員長	日額	6,100
		委員	日額	5,700				委員	日額	5,700
						39	壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会	委員長	日額	6,100
								委員	日額	5,700
39	スポーツ推進委員	日額	5,700			40	スポーツ推進委員	日額	5,700	
40	奨学生選考委員	日額	5,700			41	奨学生選考委員	日額	5,700	
41	いきっこ留学制度運営委員	日額	5,700			42	いきっこ留学制度運営委員	日額	5,700	
42	学校給食運営委員	日額	5,700			43	学校給食運営委員	日額	5,700	
43	盈科小学校学校医、石田小学校学校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中学校学校医	年額	192,000			44	盈科小学校学校医、石田小学校学校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中学校学校医	年額	192,000	
44	前項以外の市内小中学校学校医	年額	128,000			45	前項以外の市内小中学校学校医	年額	128,000	
45	盈科小学校学校歯科医、石田小学校学校歯科医、郷ノ浦中学校学校歯科医、芦辺中学校学校歯科	年額	183,000		46	盈科小学校学校歯科医、石田小学校学校歯科医、郷ノ浦中学校学校歯科医、芦辺中学校学校歯科	年額	183,000		

	医		
46	前項以外の市内小中学校 学校歯科医	年額	122,000
47	学校薬剤師	年額	30,000
48	幼稚園園長	年額	77,000
49	郷ノ浦幼稚園嘱託医	年額	128,000
50	前項以外の市内幼稚園嘱 託医	年額	42,600
51	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医	年額	122,000
52	前項以外の市内幼稚園嘱 託歯科医	年額	37,300
53	幼稚園薬剤師	年額	18,700
54	武生水保育所嘱託医	年額	128,000
55	前項以外の市内公立認可 保育所、へき地保育所及 び認可外保育施設（事業 所内保育施設を除く。）嘱 託医	年額	42,600
56	武生水保育所嘱託歯科医	年額	122,000
57	前項以外の市内公立認可 保育所、へき地保育所及 び認可外保育施設（事業 所内保育施設を除く。）嘱 託歯科医	年額	37,300
58	石田こども園嘱託医	年額	128,000
59	石田こども園嘱託歯科医	年額	122,000
60	石田こども園薬剤師	年額	18,700
61	生活保護嘱託医	月額	52,000

	医		
47	前項以外の市内小中学校 学校歯科医	年額	122,000
48	学校薬剤師	年額	30,000
49	幼稚園園長	年額	77,000
50	郷ノ浦幼稚園嘱託医	年額	128,000
51	前項以外の市内幼稚園嘱 託医	年額	42,600
52	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医	年額	122,000
53	前項以外の市内幼稚園嘱 託歯科医	年額	37,300
54	幼稚園薬剤師	年額	18,700
55	武生水保育所嘱託医	年額	128,000
56	前項以外の市内公立認可 保育所、へき地保育所及 び認可外保育施設（事業 所内保育施設を除く。）嘱 託医	年額	42,600
57	武生水保育所嘱託歯科医	年額	122,000
58	前項以外の市内公立認可 保育所、へき地保育所及 び認可外保育施設（事業 所内保育施設を除く。）嘱 託歯科医	年額	37,300
59	石田こども園嘱託医	年額	128,000
60	石田こども園嘱託歯科医	年額	122,000
61	石田こども園薬剤師	年額	18,700
62	生活保護嘱託医	月額	52,000

6 2	生活保護嘱託精神科医	月額	33,000
6 3	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
6 4	産業医	年額	120,000
6 5	その他の附属機関の構成 員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長 が定める額	

6 3	生活保護嘱託精神科医	月額	33,000
6 4	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
6 5	産業医	年額	120,000
6 6	その他の附属機関の構成 員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長 が定める額	

壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略)                      (特殊勤務手当の種類)                      第2条 家畜診療所の獣医師の特殊勤務手当の種類は、獣医師手当及び予防接種手当とする。                      第3条及び第4条 (略)                      (指定獣医師技術手当)                      第5条 <u>指定獣医師手当</u>は、個別に自衛防疫業務を行った獣医師に対し予算の範囲内で、<u>1頭125円以内</u>を支給することができる。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略)                      (特殊勤務手当の種類)                      第2条 家畜診療所の獣医師の特殊勤務手当の種類は、獣医師手当、<u>指定獣医師技術手当</u>及び予防接種手当とする。                      第3条及び第4条 (略)                      (指定獣医師技術手当)                      第5条 <u>指定獣医師技術手当</u>は、個別に自衛防疫業務を行った獣医師に対し予算の範囲内で、<u>1頭当たり一般社団法人長崎県畜産協会が定める獣医師技術料の2分の1以内</u>を支給することができる。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市敬老祝金条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																					
<p>第1条 (略) (支給対象者)</p> <p>第2条 祝金は、当該年度の4月2日から次年度の4月1日の間において、77歳、88歳及び100歳に到達する者で、9月1日(100歳の年齢に到達する者にあつては当該者が100歳に達する日)現在、壱岐市に引き続き1年以上住所を有する者に対して支給する。 (支給の決定)</p> <p>第3条 祝金の支給は、前条の規定によりその権利を有する者(以下「受給権者」という。)の提出した敬老祝金支給申請書(別記様式)に基づいて市長が決定する。 (祝金の支給時期及び支給額)</p> <p>第4条 祝金の支給時期及び支給額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 882 1055 1075"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給時期</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>77歳</td> <td>9月以降</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>88歳</td> <td>9月以降</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>誕生日以降</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	区分	支給時期	支給額	77歳	9月以降	10,000円	88歳	9月以降	20,000円	100歳	誕生日以降	100,000円	<p>第1条 (略) (支給対象者)</p> <p>第2条 祝金は、当該年度において、88歳及び100歳に到達する者で、9月1日(100歳の年齢に到達する者にあつては当該者が100歳に達する日)現在、壱岐市に引き続き1年以上住所を有する者に対して支給する。 (支給の決定)</p> <p>第3条 祝金の支給は、前条の規定によりその権利を有する者(以下「受給権者」という。)が提出する祝金の支給に係る申請書に基づいて市長が決定する。 (祝金の支給時期及び支給額)</p> <p>第4条 祝金の支給時期及び支給額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1122 882 1973 1027"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給時期</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88歳</td> <td>9月以降</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>誕生日以降</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	区分	支給時期	支給額	88歳	9月以降	10,000円	100歳	誕生日以降	100,000円	
区分	支給時期	支給額																					
77歳	9月以降	10,000円																					
88歳	9月以降	20,000円																					
100歳	誕生日以降	100,000円																					
区分	支給時期	支給額																					
88歳	9月以降	10,000円																					
100歳	誕生日以降	100,000円																					

## 壱岐市介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第4条まで (略) (保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36, 800円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>44, 200円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>55, 300円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>66, 300円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>73, 700円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>88, 400円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>95, 800円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>110, 600円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>125, 300円</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33, 100円とする。</u></p> <p><u>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27, 600円とする。</u></p> <p><u>4 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減</u></p>	<p>第1条から第4条まで (略) (保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>38, 900円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>46, 700円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>58, 400円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>70, 000円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>77, 800円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>93, 400円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>101, 200円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>116, 800円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>132, 300円</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23, 300円とする。</u></p> <p><u>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、38, 900円とする。</u></p> <p><u>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減</u></p>	

額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,100円とする。

5 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,500円とする。

6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,800円とする。

7 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,400円とする。

8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,600円とする。

以下 (略)

額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、54,500円とする。

以下 (略)

壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考						
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 漁民住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 416 1050 563"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蔵谷漁民住宅</td> <td>壱岐市勝本町西戸触141番地24</td> </tr> <tr> <td>長島漁民住宅</td> <td>壱岐市郷ノ浦町長島31番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	位置	蔵谷漁民住宅	壱岐市勝本町西戸触141番地24	長島漁民住宅	壱岐市郷ノ浦町長島31番地2	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 漁民住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 蔵谷漁民住宅</p> <p>(2) 位置 壱岐市勝本町西戸触141番地24</p> <p>以下 (略)</p>	
名称	位置							
蔵谷漁民住宅	壱岐市勝本町西戸触141番地24							
長島漁民住宅	壱岐市郷ノ浦町長島31番地2							